⑤　通勤割引

イ　割引をする自動車

㈠　対距離制区間等

対距離制区間又は別添６のうちＡに掲げる高速道路を含む100キロメートル以内の区間（距離の算出に当たっては、別添３に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添５に定める一般有料道路のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を１回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、均一制区間、区間料金制区間、西湘バイパス、東富士五湖道路、小田原厚木道路又は一般国道139号（西富士道路）（以下「西富士道路」という。）を含む場合。
第一東海自動車道と一般国道16号（八王子バイパス）（以下「八王子バイパス」という。）を、第一東海自動車道の横浜町田インターチェンジ、海老名インターチェンジ又は厚木インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と八王子バイパスを、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
第一東海自動車道と東富士五湖道路を、第一東海自動車道の御殿場インターチェンジと東富士五湖道路の須走インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
東海北陸自動車道と一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））（以下「安房峠道路」という。）を、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジを経由し連続して通行する場合（安房峠道路に通勤割引が適用される場合に限る。）。
中央自動車道長野線と安房峠道路を、中央自動車道長野線の松本インターチェンジを経由し連続して通行する場合（安房峠道路に通勤割引が適用される場合に限る。）。

㈡　区間料金制区間等

区間料金制区間又は別添６のうちＤに掲げる高速道路を通行し、かつ、午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を１回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、西湘バイパス、東富士五湖道路又は小田原厚木道路を含む場合。
西湘バイパスと一般国道１号（箱根新道）（以下「箱根新道」という。）を、西湘バイパスの箱根口インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
小田原厚木道路と八王子バイパスを、小田原厚木道路の厚木西インターチェンジ、伊勢原インターチェンジ又は平塚東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

ロ　割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、区間料金制区間の通行料金並びに別添６のうちＡ及びＤに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間、区間料金制区間又は別添６のうちＡ若しくはＤに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出した額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

（（LR＋L’１R’１＋150）×0.5＋L’２R’２）×t

㈱　上記式においてL、L’１、L’２、R、R’１、R’２及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）。

L’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）。

L’２：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）。

R　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

R’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

R’２：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

t　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）。

ハ　その他

西湘バイパス、東富士五湖道路及び小田原厚木道路については、平成21年３月28日から平成26年３月31日まで本割引を適用する。

⑥　通勤割引（距離制限緩和）

イ　割引をする自動車

対距離制区間、区間料金制区間又は別添６のうちＡ若しくはＤに掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する通勤割引（距離制限緩和）を含む。）の適用を受けた後、一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、⑤イ㈠又は⑤イ㈡の表に掲げる場合（安房峠道路に関するただし書きの適用については、「通勤割引」を「通勤割引（距離制限緩和）」と読み替えるものとする。）についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

ロ　割引率

㈠　割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、区間料金制区間の通行料金並びに別添６のうちＡ及びＤに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、㈡又は㈢を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、区間料金制区間又は別添６のうちＡ若しくはＤに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

㈡　割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程及び別添６のうちＡに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、対距離制区間の通行料金及び別添６のうちＡに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、㈢を適用する場合を除く。